

7各資税第 45 号
令和 7 年 5 月 28 日

各務原市地区計画都市計画税審議会 会長 様

各務原市長 浅野 健司

地区計画における都市計画税の賦課等について（諮問）

今般、本市では、地域拠点の周辺における既存コミュニティの維持、活性化や鉄道駅周辺の良好な住環境の創出を図るため、市街化調整区域における地区計画制度の活用（都市計画法第34条第1項第10号）を検討しています。現在、本市の都市計画税は市街化区域に限り課税を行っておりますが、今後、市街化調整区域において地区計画制度を活用する区域について、税の公平な負担の観点から、都市計画税の新たな課税対象とするか検討しております。

つきましては、課税の適否、課税区域及び実施時期等について、貴審議会にご審議賜りたく諮問いたします。